スクラム

2026年9月号
第257号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057　広島市東区二葉の里1-3-16　スクラムユニオン・ひろしま
TEL/FAX 082-264-2310　scrum_u34@ybb.ne.jp　郵便振替　01310-1-65053
銀行振り込み先　もみじ銀行　三篠支店　普通　口座番号　1820186

ヒロシマ総がかり街頭宣伝　執行委員　藤田



9月3日、恒例の「3の日行動」で、広島市中区本通りにて街宣活動を行いました。約30人が集まり、マイクでの呼びかけやプラカード、横断幕を手に、通行する市民へ平和と暮らしを守ることの大切さを訴えました。

今回の中心となったのは、憲法9条「改正」反対と戦争を繰り返さないための平和への願いです。さらに、高市自民党政策に対する批判や、熊本地震をはじめとする災害時のインフラ整備の問題など、私たちの生活に直結する課題についても取り上げました。参加者それぞれが思いを込めて声を上げ、一人でも多くの市民に問題を知ってもらおうと呼びかけました。

街宣中には、通行人から「うるさい」との声が上がる場面もあるなどネガティブな意見や、台湾有事に向けて軍備を増強させることは大事だと言ってくる人もおり、街頭での訴えにはさまざまな反応があることを実感しまし

た。しかし、平和や暮らしに関わる問題を黙って見過ごすことはできません。私たちの声を街頭から発信し続けることにこそ、「3の日行動」の意味があります。これからも一人ひとりの思いを力に、平和を守り、安心して暮らせる社会を求めて声を上げていきます。

スクラムユニオン・ひろしま新執行委員を紹介します

新執行委員として　　滑 勝也



この度、執行委員を務めさせていただくこととなりました。他の執行委員の方々ほどの高い志は持ち合わせていませんが、任された以上何とかこの役割を全うしたいと考えています。

私はメインストリーム労働組合の委員長を担っているため、まずは自身の職場環境の改善に努めたいと考えていますが、抱えている問題は他の医療・福祉施設でも共通している部分が多くあるため、私たちの活動を通して医療・福祉業界ひいては社会環境そのものが少しでも良くなるよう、尽力したい所存です。二年間どうぞよろしくお願いいたします。

新執行委員　　小林　智徳

この度、執行委員を務めさせていただくことになりました小林と申します。これまではビルメンテナンス業界にて勤務する中で、疑問に思う点などをスクラムユニオンに相談させていただくことが何度かあり、昨年から組合に加入しました。働きやすい環境作りや労働者の方々からのホットラインなど、組合活動の方も頑張りたいと思っています。よろしくお願いいたします。

新執行委員　　仲渡　尚史

あきらめと孤独の中にいる人へ――〈つながること〉〈知ること〉 が力になる。

40 年以上広島を離れ全国を転々とする中で、労働組合に助けられたことも、不審を抱いたことも、作る機会もありました。後に単身で裁判闘争に挑んだ際、個人で闘うには法的・精神的に限界があると痛感しました。だからこそスクラムユニオン・ひろしまとの出会いは強烈であり、ここには真の連帯と温かな人間同士の繋がりがありました。

学校教育や成人教育、メディアにおける組合教育の普及の大切さを強く感じています。困難の中であきらめと孤独を感じている多くの労働者やご家族にユニオンが届くよう、微力ながら一員として支え、力を尽くします。

2026年最低賃金改定に思う　　執行委員　尾坂　紀生

2026年7月28日に厚生労働省（中央最低賃金審議会）より最低賃金の「全国加重平均55円引き上げ（1,176円）」とする改定目安が発表されました。この額は過去2番目に高いものとなりました。それを受けた各都道府県の最低賃金の答申は9月3日に47都道府県すべてが出そろいました。それをブロックごとの平均で高い順に並べると以下のようになります。

- **南関東**（東京、神奈川、千葉、埼玉）：平均 **1,237.5円**（最高：東京1,280円/最低：千葉1,195円）
- **近畿**（大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山）：平均 **1,155.5円**（最高：大阪1,231円/最低：和歌山1,101円）
- **東海**（愛知、静岡、三重、岐阜）：平均 **1,153.3円**（最高：愛知1,195円/最低：岐阜1,121円）
- **北関東・甲信**（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）：平均 **1,124.2円**
- **北陸**（富山、石川、福井）：平均 **1,114.6円**
- **中国**（広島、岡山、山口、鳥取、島根）：平均 **1,105.6円**
- **東北・北海道**（北海道、宮城、福島、山形、岩手、秋田、青森）：平均 **1,097.8円**
- **四国**（徳島、香川、愛媛、高知）：平均 **1,093.5円**
- **九州・沖縄**（福岡、大分、佐賀、熊本、長崎、鹿児島、沖縄、宮崎）：平均 **1,092.8円**

地方での引き上げ幅が若干大きく、全国の最高額と最低額の差は195円と前年度より縮小しています。それにもかかわらず東京や神奈川を擁する南関東ブロックが突出して高く、いっぽう九州や四国などは低くなっており、依然として大きなブロック間格差が見られます。

中国ブロックを抽出して細かくみると以下のようになります。

県名	現行額	改定後の賃金額	引き上げ額	発効予定日
広島県	1,085円	**1,141円**	**+56円**	2026年10月11日
岡山県	1,047円	**1,104円**	**+57円**	2026年10月2日
山口県	1,043円	**1,101円**	**+58円**	2026年10月8日
島根県	1,033円	**1,092円**	**+59円**	2026年10月10日
鳥取県	1,030円	**1,090円**	**+60円**	2026年10月3日

広島県と鳥取県の差は4円縮まっているものの51円の差があります。広島県は中国地方の最高額ですが東京との差は139円もあります。これは月額にすると24,000円ほどの差になります。

最低賃金の改定日は原則として「10月1日」を基準日としていますが、全国一斉ではなく、都道府県ご

とに実際の実施日が異なります。昨年は中小企業の事業主に「配慮して」実施時期を数ヶ月遅らせた県があったため、大きな不公平が生じました。厚生労働省は「過度な発効の遅れは望ましくない」とする新たな指針を打ち出し、原則通りの発効を促す対応をとりました。その結果、今年度は 10 月を中心に遅くとも 12 月初旬までに順次発効されることになりました。

以上の結果を私見として総括したいと思います。まずそもそも論ですが、①同じ仕事をしながら住んでいるところによって時給に差があることは「法の下の平等」をうたった憲法違反ではないか？②日本国憲法第 25 条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）」があると定められているが、それは具体的な数字としていくらになるのか？　という問題点・疑問点があることを指摘したいと思います。諸外国の最低賃金を参照すると、オーストラリアや西欧諸国などでは時給換算 2,000 円を超える水準となっています。

スクラムユニオン・ひろしまは「当面の目標として 1500 円」を今年度の定期大会で決定していますが、1500 円であっても上記の二つの問題点を完全クリアするとは言えません。例えば、時給 1500 円で 8 時間労働をした場合、1 月の賃金は 24 万円ほどになります。24 万円で憲法に保障された生存権がすべての人に保障されるでしょうか？　もちろん「ノー」です。かといって一気に欧米並みの数字を目標としても非現実的なので 1500 円を設定しました。

憲法は国（国家権力）が国民に対して守るべきことを明文化したものです。生存権の保障は国がやらねばならないことなのです。にもかかわらず私たち労働者や労働組合の賃上げ闘争に責任転嫁されている面が多々見られます。それは、憲法の一方で労基法や労働組合法によって賃金や労働条件決定の責任を労働者も負うという法体系があるからです。したがって私たちは賃金決定を他人まかせ、国任せにすることなく主体的にとりくんでいます。つまり、私たちは労基法を遵守して主体的に賃金闘争に取り組むとともに、国が責任をもって生存権の保障を行っていないことを、怒りを持って糾弾すべき立場にあるのです。

別の問題点も指摘しておきたいと思います。各都道府県の最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会（公益・労働者・使用者の各同数委員で構成）が、国が示した「目安」や「地域の実情」を考慮して審議し、改定額を答申します。この段階にも問題点を感じます。審議会に非正規労働者の意見がきちんと反映されているのか？　労働者代表のなかに非正規労働者が含まれているのか？　現行の労働者代表の選出は民主的か？　などです。県労協の仲間である郵政ユニオンはこれらの疑問をもって広島県の審議会をよりよいものとするとりくみを行っています。私たちもそれに学び、引き続き最賃大幅アップのための具体的行動をとっていかねばなりません。がんばりましょう！

闘　争　短　信

社会福祉法人メインストリームにおける「医師法違反」の疑いと医療放置体制を断固糾弾！誰もが安心して働ける職場と確かな処遇改善を求めます

勤務先である「特別養護老人ホーム エバーグリーンホーム」では、利用者の安全と労働者の尊厳を脅かす深刻な管理体制の破綻・法令違反の疑いがある事実に直面しています。

法人の理事長でもある中川医師は、長年にわたり利用者への直接の診察を行っていません。それにも関わらず、血液データや電話報告で得た情報のみで処方等の指示を出すという、医師法第 20 条（無診察治療の禁止）に抵触する恐れのある行為が常態化しています。

さらに重大なのは、理事長による高圧的な姿勢や叱責を恐れるあまり、現場が正常な医療連携を断たれ、重大な医療事故のリスクと隣り合わせの深刻な業務負担を強いられている点です。十分な医師の診察、適切な指示がないまま現場が運用されるという、組織的な「医療放置」が生み出した歪みは、生活されている利用者の健康状態を著しく悪化させるだけでなく、現場の労働者への過度な重圧と責任転嫁となって跳ね返っています。

現場の職員は、いつ事故が起きるか分からない恐怖と闘いながら、利用者の命を守るために必死に業務を支えてきました。この過酷な労働環境と、それに全く見合わない低い処遇は断じて容認できません。すべての原因は、まともな医療・管理体制を放棄し、現場を疲弊させてきた法人経営陣の姿勢にあります。

メインストリーム労働組合は、利用者の安全確保、および過酷な環境で奮闘する職員の確かな処遇改善と職場環境の適正化を求め、すでに関係行政機関への相談・コンタクトも開始しています。私たちは、これからも不正の隠蔽を一切許さず、毅然とした態度で追及を続けていきます。

職場の安心と私たちの正当な権利（処遇改善）を取り戻すため、皆さまの団結の力と支援をお願いいたします！

中央労働基準監督署への抗議

第一運輸で働く M 組合員は、上司である杉山にひどいパワハラを受け、うつを発症してしまった。このことは労災として認定され、休業補償を受けることができるようになった。彼は在籍中であるため休業補償申請書(8 号様式)には会社証明が必要とされる。今回、いつも通り会社に証明を要請したところ、証明がされず、会社に電話連絡しても対応がなかった。このままでは生活にも困窮してしまうと中央労基に相談したところ、きわめて不適切な対応があった。以下の「要請書」はそのことに対する抗議と改善を求めたものである。

２０２６年9月7日

要 請 書

広島中央労働基準監督署長 殿

広島市東区二葉の里１－３－１６
スクラムユニオン・ひろしま
委員長 土屋信三

スクラムユニオン・ひろしまの組合員であるM組合員が広島中央労働基準監督署労災課のSさんに相談した時、きわめて不適切な対応があった。このことに対して強く抗議するともに、今後の対応の改善を求める。

この間、M組合員は労災の休業補償を受けるために「８号様式」を毎月準備し、会社証明を受けるために本社に送っていた。これまでは遅れたりはしたものの会社は証明をして労働基準監督署に直接送り返していた。ところが、M組合員が裁判を準備し、その前段として弁護士を通して調停の申し立てを会社側に行ったところ、回答期限がきても返答せず、ユニオンからの電話にも担当者は出ず、全く連絡の取れない状態となった。そのような中で、８号様式に対して会社証明も行われないまま放置された。このことはM組合員が労災補償を受けられないことを意味する。収入が途絶え、生活が困窮したM組合員は労災課担当のSさんに電話で窮状を訴えた。

「会社の証明がもらえなかった場合どうしたらいいですか？このまま労災補償が受けられないのは本当に困ります。」それに対してＳさんは「在籍されているので証明は必要になると思います。」という冷淡な対応しかしなかった。

その上で上司と相談してみますと一度電話を切り、折り返し電話で、「やっぱり会社に在籍しているので証明は必要だから、もう一度、書類を送ってみるとか弁護士に相談してみるなりして下さい」「監督署の方から会社に何かを連絡するとかはありません」という対応であった。

これでは、在籍中の労働者が労災補償を申請した場合、会社が意図的に事業主証明をしなかった場合、全く補償を受け取れないということになってしまう。しかも労基署として事業主に対して、何らかの注意や指導もしないというのは労基署としての責任放棄ではないか。Ｓさんが言うように、もう一度書類を送っても来ないときにはどうすればいいのか？あきらめなさいと言うのか！？このような馬鹿げたことがあるはずはない。

労働者災害補償保険法施行規則では、事業主が休業日数及び賃金不支給に関する証明を行なわず、事業主の証明を受けられない場合には、その事情を証明できる資料を添えて請求できる旨が定められている。また、厚生労働省も、事業主証明が得られない場合でも請求は可能である旨を

公表している。労災保険給付の支給・不支給は、監督署長が行政処分として決定すべき事項であり、その判断にあたっては必要な事実調査を尽くした上で行われるべきものである。さらに、労働基準監督署長には、労災保険給付の適正な決定のために、事業主等に報告を求め、必要な調査を行う権限が法令上認められている。事業主が証明を行わないことのみを理由として判断を留保することなく、関係資料の確認および必要な調査を実施し、事実に基づく適正な判断を下すべきではないのか。

スクラムユニオン・ひろしまとして、今回のことは看過することはできないと判断している。広島中央労働基準監督署としての見解を文書で求める。９月２０日までにスクラムユニオン・ひろしまに見解を送付するよう要求する。

１１月１６日には、東京で移住連主催の省庁交渉が予定されている。そこで直接厚労省の担当者と意見を交わしたいと考えている。

以上

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

８月の報告　（一部抜粋）	９月の予定　（一部抜粋）
3日　平和行進	3日　日本製鉄株式会社団交
5日　西松フィールドワーク	6日　スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
9日　スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	10日　東広島交通団交
10日　広島県道面主査、メインストリーム医師法違反	11日　マルアイユニティ団交
13/14日　出雲労働相談、シュハスコ party	12日　学習会
18/19日　出雲労働相談、アスベストユニオン	14日　アバンセ団交
22日　GL分会、学習会	24日　NPO事務局会議
24日　県労委調査（江田島自動車学校）	25/26日　労働相談ホットライン
25/26日　出雲労働相談、フジアルテ事務折衝	27日　全労協大会
27日県労委調査（第一ビルサービス）、NPO事務局会議	28日　花園団交
28日　鈴木裁判	10/4日　スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
31日　広島県リースタオル団交　(他)	(他)

あなたのワークライフバランスを見直す

裁量労働制について考えよう

講師：東京弁護士会
嶋崎先生・吉田先生

専門家をお招きします。ぜひお越しください



11月14日(土)

14:30 -16:30　14時開場

会　場　広島市弁護士会館
広島市中区上八丁堀2-73

定　員　50名

参加費　500円（資料代）
参加費は会場でお支払いください
学生・障がいのある方は無料です

お申し込み

WEBフォームまたはお電話でお申し込みください。

082-264-2310

https://scrum-union.org

裁量労働制とは

実際に働いた時間ではなく、事前に決めた時間を働いたものとみなす制度です。仕事の進め方や時間配分を、一定の範囲で本人の裁量に任せる仕組みですが、運用には注意が必要です。

これを機に、自分の働き方を見直してみませんか。



お願い

会場には駐車場がありません。ご了承下さい
最後に質疑応答＆アンケートを実施します。
ご協力をお願いいたします。

主催：NPO非正規労働相談センター、スクラムユニオン・ひろしま
協賛：広島労働弁護団